

平成 27 年度学校薬剤師研修会 参加報告

千葉県学校薬剤師会
副会長 大野定行

日本薬剤師会主催の学校薬剤師研修会が平成 27 年 9 月 13 日(日)に大宮法科大学院(埼玉県)にて開催されました。「学校薬剤師業務の原点を考える」—学校薬剤師業務の標準化を目指して—をテーマに、

(1) 学校環境衛生基準の完全実施に向けた支援体制整備として①学校環境衛生基準に基づいた、学校における環境衛生検査並びに学校保健安全法第 6 条の趣旨を踏まえた適切な環境の維持に努めるとともに、学校薬剤師が行う定期検査は、必ずしも完全に実施されていない現状に対する支援を行う。②学校薬剤師業務の基本となる学校環境衛生の維持・管理について、具体例と範囲を示し、学校薬剤師活動の支援を継続するため、専門家等から学び、環境衛生活動に寄与する。(2) 関係法規等の啓発および支援として、現場で活動する学校薬剤師の対応や法解釈等への理解について支援を継続する。(3) 学校薬剤師を巡る最近の話題への対応等として、危険ドラッグ等への対応について、専門家等から学び、学校保健活動に寄与する。これらのことを目的に、以下の 3 演題で講演が行われました。

(1) 保健管理・保健教育における学校薬剤師の役割

東京薬科大学 薬学部 教授 北垣 邦彦先生

(前文部科学省スポーツ・青少年局健康教育調査官)

学校保健安全法に基づいた学校薬剤師活動について、環境衛生検査が十分に実施されていない現状にあること、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されなければいけないことであるので、より一層の支援体制の整備をして欲しいと述べられていました。また学校薬剤師がその専門的知見を生かし医薬品教育や給食室検査へ関わって欲しいとも述べられました。また、幼保連携認定こども園は学校保健安全法を準用することになっているので、地域薬剤師会と教育委員会ははじめ、関係部署と連携を取りながら進めていきたいと述べられていました。

(2) 学校薬剤師に求められる学校環境衛生活動

公益社団法人日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事 木全 勝彦先生

(一般社団法人愛知県学校薬剤師会副会長)

学校環境衛生活動に関係する法律についての説明と、環境衛生基準に基づいた、検査方法についてわかりやすく述べられていました。エアコン設置の学校では、検査項目が変わるので注意が必要であると述べられていました

(3) 学校薬剤師が取り組む薬物乱用防止教室について

公益社団法人日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事 富永 孝治先生

(一般社団法人熊本県薬剤師会 常務理事)

日本薬剤師会学校薬剤師部会作成の薬物乱用防止教室用の危険ドラッグのパワーポイントを使い、乱用薬物の変遷から危険ドラッグ・医薬品の乱用の防止には、我々学校薬剤師による医薬品教育が重要であると述べられ、実際にご自身が行っている薬物乱用防止教室の取り組みについて報告されました。

本研修会は、毎年開催されます。学校薬剤師による環境衛生管理について最新の知見が得られ、今後の業務にとっても役立つ研修会であります。先生方の参加をお待ちしております。